

# 鹿児島県産品販路拡大支援事業実施要領

## 第1 目的

輸出に取り組もうとする産地（生産者の組織する団体あるいは生産者個人，グループ。以下同）にとって，輸出先国・地域のニーズの把握，海外の実需者（卸商社，小売事業者，飲食店等業務事業者等）とのマッチング，効率的な輸送ルート確保は，通常の国内出荷とは異なる規制，言語，商習慣，手続きへの対応が求められ，対応が困難かつ労力を要することが海外への新規販路開拓の妨げとなっている。そのため，産地と連携して意欲的に販路開拓に取り組む輸出商社等の営業活動を支援することにより，鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この要領で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

### (1) 鹿児島県産品

鹿児島県内で生産・製造された農林水産物（食品に限る），加工食品及び工芸品等であること。

### (2) 輸出商社等

日本国内に本拠を置き，これまで鹿児島県産品の輸出実績がある，鹿児島県産品の輸出に取り組む事業者であること。

ただし，自社及びグループ会社において，農林水産物，加工食品及び工芸品等の生産・製造を行っている場合，当該農産物等の輸出に係る経費は補助対象に含めないものとする。

### (3) 新規販路開拓

新たに輸出に取り組む鹿児島県内事業者（新規事業者または新規品目）との契約による調達先の開拓又は，新たな海外商社等との契約による取引先の開拓（新規輸出先国への販路開拓を含む）であること。

## 第3 事業内容

産地と連携して取り組む，鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓のためのプロジェクトを予算の範囲内で支援する。

## 第4 対象事業者

対象事業者は，次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) これまで鹿児島県産品の輸出実績があり，鹿児島県産品の輸出に取り組む輸出商社等であること。

(2) G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること。

## 第5 事業実施期間

この事業は，事業が承認された年度の交付決定日から2月末に実施することとする。

## 第6 補助対象経費

輸出商社等が実施する、鹿児島県産品の海外市場への新規販路開拓に資する取組に要する経費（事業実施計画が承認された事業実施期間のプロジェクトに要した経費のうち承認された経費）

- (1) 海外での営業活動に係る旅費（鹿児島県産品の生産者も対象とし、新規販路開拓に係る活動に相当する部分に限る）、賃金（フェア開催時の販売員等）、通訳費・翻訳料、手数料（サンプル分通関経費等）、通信費、広報費（海外メディアへの記事掲載等）、委託料（事業実施にあたり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費）、出展料（展示会への出展に係る経費等）、賃借料（新たな対象国に拠点を設ける場合の事務所賃料（月10万円×6箇月を上限））、使用料（商談会の会場料、焼き芋器等販売に必要な機器リース料、店舗棚賃料等）、資材購入費（ポップや立て札作成等）
- (2) 県内産地への海外バイヤー招聘に係る通訳費・翻訳料、旅費（海外バイヤー1人当たり年1回を上限）、使用料（レンタカー代等）
- (3) 効率的な輸送ルートを構築するためのテスト輸送に係る賃借料（現地倉庫等借り上げ料（6箇月を上限））、輸送費（コンテナ借り上げ料等）

### **※ 以下に掲げる経費は対象外とする**

- (ア) 通常の営業活動のための経費又は、パソコン等汎用性の高い機器資材に係る経費
- (イ) 鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年規則第1号）第4条第1項の交付の決定の前に発生した経費（鹿児島県産品販路拡大支援事業支援金交付要綱8条による事前着手届を提出した場合を除く）
- (ウ) 雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当等
- (エ) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額）
- (オ) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 第7 補助率 定額

## 第8 事業実施の手続き

### 1 事業実施計画の承認申請

本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という）は、実施しようとする事業について、以下の書類を郵送および電子メールで、事務局に提出するものとする。

なお、電子メールでの提出は各申請書類の複写とする。

- (1) 承認申請書（別記第14号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）

- (3) 収支予算書（別記第 3 号様式）
- (4) 自社の概要が分かるパンフレット等資料
- (5) 直近 3 箇年の収支の状況が分かる資料
- (6) G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していることが分かる書類

## 2 審査

事務局は提出された事業計画書について審査を行う選定委員会を開催することとし、別表の配分基準で実施プロジェクトごとに審査を行い、予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に承認する。事務局は、承認に当たって、必要に応じて申請者に聞き取りを行い、支援対象外と認められる経費の除外など事業計画の補正を行い、提出された収支予算書の金額から減額して承認する場合がある。なお、以下の場合には計画書の内容にかかわらず不承認とする。

- (1) 申請書類に不備、不足があり、事務局からの補正等に応じない場合
- (2) 申請者と連絡が取れない場合
- (3) 計画の内容に関する事務局からの聞き取りに対し、申請者の応答がないと認められる場合
- (4) 申請者が対象事業者の要件に適合しない場合
- (5) 計画書の内容に虚偽があると認められる場合
- (6) 事業計画の実現可能性がないと認められる場合
- (7) 事業効果が期待できないと判断される場合

## 3 事業実施計画の承認

事務局は、2 の審査終了後、申請者に別記第 15 号様式にて結果を通知するものとする。

## 4 支援金の交付手続き

計画を承認された申請者は、別に定める期日までに、事務局に別記第 1 号様式にて支援金の交付申請を行うものとする。ただし、やむを得ない事情で事業の実施を中止する場合は、速やかに書面で事務局にその旨を通知するものとする。

## 5 手続きに当たっての留意事項

- (1) 申請者は、実施要領のほか事業関係例規の内容を了知のうえ申請すること。
- (2) 申請者は、提出した書類が承認、不承認にかかわらず返却されないこと了知すること。
- (3) 事務局は、提出された書類について秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しないものとする

## 第 9 事業の実施

事業の実施に当たっては、第 8 の規定により承認された事業実施計画に基づき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年 1 月 6 日規則第 1 号）等に定める所要の手続きを経るものとする。

## 第 10 不当廉売の禁止

事業の実施に当たっては、本支援金を原資とした不当廉売（取り扱う鹿児島県産品を通常の販売価格より不当に安価で販売すること）と認められる行

為を行ってはならない。

#### 第 11 その他

- 1 事業実施者は、事業終了後も事務局または知事が実施する輸出の実態調査（事業実施主体が取り扱う鹿児島県産品の輸出額や輸出の現状に関するもの等）に協力するものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この実施要領は令和 5 年 6 月 1 6 日から施行する。

## 別表 配分基準

※実施プロジェクト毎に評価を行う

※審査項目ごとに複数の内容が該当する場合、最もポイントが高いものをひとつ配分する

審査項目	内容	ポイント
1 対象品目	・複数品目の鹿児島県産品を対象とする横断的な取組である	20
	・上記以外の取組である	10
2 対象品目輸出実績	・対象品目を継続的に輸出した実績がある ・対象品目をイベントやテスト販売等で単発的に取り扱った実績がある	10 5
3 海外での新規販路開拓における自社の強み	・海外における明確な営業基盤を築いており、鹿児島県産品の新たな販路開拓が大いに期待できる	10
	・海外における営業活動を積極的に展開しており、鹿児島県産品の新たな販路開拓が期待できる	5
	・海外における営業活動を展開する意欲があり、鹿児島県産品の新たな販路開拓が期待できる	3
4 県内産地との連携における自社の強み	・これまでも県内の産地と連携しており、新たな産地との連携も期待できる	10
	・これまで県内の産地と連携していないが、新たな産地との連携が期待できる	5
5 事業計画の実現可能性	・計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、目標とする成果が十分高い	20
	・計画の内容が具体的かつ根拠が認められ、一定の成果が期待できる	10
6 事業計画の新規性	・これまで輸出実績のない輸出先国かつ対象品目を対象とした意欲的な取組である	10
	・これまで輸出実績のない対象品目を対象とした意欲的な取組である	5
	・これまで輸出実績のない輸出先国を対象とした意欲的な取組である	3
計（最大）		80